ペースメーカ等の具体的な判断基準

○ 心臓機能を維持するための機器(ペースメーカ等)への依存度や日常生活 活動の制限の程度を勘案し、以下のとおり等級の認定を行います。

1 級

- ・機器への依存が絶対的な状態(クラス I)※1でペースメーカ等を体内に入れた方
- ・機器への依存が相対的な状態(クラス II 以下) *1でペースメーカ等を体内に入れ、身体活動能力が2メッツ*2未満の方

3 級

・クラス Ⅱ 以下の状態でペースメーカ等を体内に入れ、身体活動能力が2以上4メッツ未満の方

4 級

- ・クラス Ⅱ 以下の状態でペースメーカ等を体内に入れ、身体活動能力が4メッツ以上の方
 - ※1 日本循環器学会の「不整脈の非薬物治療ガイドライン(2011年改訂版)」におけるペースメーカや体内植え 込み型除細動器(ICD)等の推奨度を4段階に示したもの

クラス I: 有益であるという根拠があり、適応であることが一般に同意されている

クラス II a: 有益であるという意見が多いもの クラス II b: 有益であるという意見が少ないもの

クラスⅢ: 有益でないまたは有害であり、適応でないことで意見が一致している

- ※2 身体活動能力を示す値(運動時の酸素消費量が、安静時の何倍に相当するか示す運動強度の単位)
- なお、体内に入れた後に日常生活活動の制限の程度が改善する可能性があることから、3年以内に以下のとおり等級の再認定を行います。

1級(再認定)

・身体活動能力が2メッツ未満の方

3級(再認定)

・身体活動能力が2以上4メッツ未満の方

4級(再認定)

・身体活動能力が4メッツ以上の方

《その他留意事項》

- 体内植え込み型除細動器(ICD)を入れた方も同様の基準を適用します。
- 〇 先天性疾患(18歳未満で心疾患を発症した方)により体内に入れた方につい 、ては、従来どおり1級です。

◎申請手続きの経過措置

<u>今回の変更は4月1日以降に申請された方から適用されますが、3月末までに診断書・意見書が作成された方については、6月末までに申請すれば従来の基準で認定されます。</u>

